

特定非営利活動法人北海道こんぶ研究会における公的研究費の管理・監査の実施基準

特定非営利活動法人北海道こんぶ研究会

〈総則〉

1. 目的

この実施基準は、文部科学省「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（実施基準）」に基づき、特定非営利活動法人北海道こんぶ研究会（以下、本法人）における公的研究費の管理・監査に関する必要な事項を定め、適正な研究活動を推進するとともに、公的研究費を公正かつ適正に取り扱うことを目的とする。

2. 対象とする公的研究費

文部科学省をはじめとする各省庁及び各省庁所管の独立行政法人、その他の政府機関、地方公共団体、特殊法人等が交付する研究費とする。

〈本法人内の責任体系の明確化〉

3. 最高管理責任者

最高管理責任者は、理事長を以って充て、職名を本法人所管のウェブサイト上に公開する。最高管理責任者は、統括管理責任者が責任を持って公的研究費の運営・管理が行なえるよう、適切にリーダーシップを発揮するものとする。

4. 統括管理責任者

最高管理責任者を補佐し、公的研究費の運営・管理ならびに事務について実質的な責任と権限を持つ統括管理責任者は、理事長が指名する理事を以って充て、職名を本法人所管のウェブサイト上に公開する。

〈適正な運営・管理の基盤となる環境の整備〉

5. 事務処理手続き

公的研究費の事務処理手続きについては、研究種別毎に当該の執行基準に基づき、別途「事務処理手続きルール」を定め、研究者に周知するものとする。

6. 事務処理手続担当部署及び相談窓口

公的研究費に関する事務全般を担当するとともに、事務処理手続きに関する本法人内外からの相談を受け付ける窓口を、事務局内に設置する。

7. 事務処理に関する事務職員の権限と責任

公的研究費の事務処理に携わる職員は、専門的能力をもって公的資金の適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場にあることを十分認識するとともに、

別に定める行動規範および事務処理手続きを遵守しなければならない。

8. 研究者の責務

研究者は、学術研究が社会からの信頼と負託の上に成り立っていることを自覚し、別に定める行動規範および事務処理手続きを遵守しなければならない。

9. 関係者の意識向上

統括管理責任者は、研究者の公的研究費に対する意識向上を図るために、公的研究費の適正執行に関する説明会の開催等、必要な方策を講じなければならない。

〈不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の策定・実施〉

10. 不正防止における最高管理責任者の責務

最高管理責任者は、公的研究費に関わって不正の発生する要因を把握し、具体的な対策を講じなければならない。

11. 不正防止推進担当

不正防止対応計画の推進は、統括管理責任者が担当する。

12. 不正防止対応計画

統括管理責任者は、公的研究費の不正な使用を発生する要因の把握に努めるとともに、不正を発生させる要因に対応する具体的な不正防止計画を別途定めるものとする。

〈研究費の適正な運営・管理活動〉

13. 公的研究費の適正な運営・管理

公的研究費の適正な運営・管理を次のとおり行なうものとする。

- (1) 公的研究費の執行状況管理及び支出管理は、統括管理責任者が行なうものとする。
- (2) 発注業務は、統括管理責任者の承認を得て、研究者が実施するものとする。
- (3) 納品検査等の検収担当を事務局内に配置し、納品確認を徹底する。
- (4) 検収は、発注当事者以外の者を含めた複数の者が実施するものとする。
- (5) 研究者の旅費等の支払いについては、出張申請書及び出張報告書により実施確認を徹底する。
- (6) 研究補助者、アルバイトに係る謝金等の支払いについては、出勤簿により実施確認を徹底する。

14. 不正な取引に関与した業者の処分方針

不正な取引に関与した業者については、取引を停止する。

〈情報の伝達を確保する体制の確立〉

15. 公的研究費の使用に関するルール等の相談窓口

公的研究費の使用ルール等に関する本法人内外からの相談窓口を、事務局に設置する。

16. 告発の受付窓口

公的研究費の不正使用に関する本法人内外からの告発の受付窓口は、事務局とする。

17. 告発の取り扱い

原則として顕名により行い、不正行為を行なったとする研究者、不正行為の態様、事案の内容を明示し、かつ不正とする合理的根拠を示している事案のみ受け付けるものとする。不正使用に関する告発を受けた時は、速やかにその情報を最高管理責任者及び統括管理責任者に伝達するものとする。

18. 告発者の保護

告発者・被告発者・告発内容及び調査内容については、調査結果の公表まで、告発者及び被告発者の意に反して調査関係者以外に漏洩してはならない。

19. 調査委員会の設置

公的研究費の管理に関して不正またはその疑いの告発があった場合は、最高管理責任者は、調査委員会を設置する。調査委員会の運営については別途規定により定める。

〈モニタリングの在り方〉

20. モニタリング及び内部監査

公的研究費の執行に係るモニタリング及び内部監査は、財務状況に関する経理監査及び不正防止のための体制の検証を含むものとし、次のとおり実施する。

(1) 経理監査は監事が行なうこととし、防止計画推進担当である統括管理責任者と連携の上、研究活動上の不正発生要因を把握し、それに応じた効果的かつ実効性のある監査及び検証を行なう。

(2) 経理監査以外の監査は防止計画推進担当である統括管理責任者が行なうこととし、公的研究費の管理・運営及び研究活動上の不正行為防止体制などについて、改善を重視したモニタリング及び監査を行なう。

附則

この実施基準は、2009年9月1日より施行する。